

令和4年度 第1回南部町介護保険運営協議会

報告事項 4

令和3年度地域包括支援センターの権利擁護業務の報告について

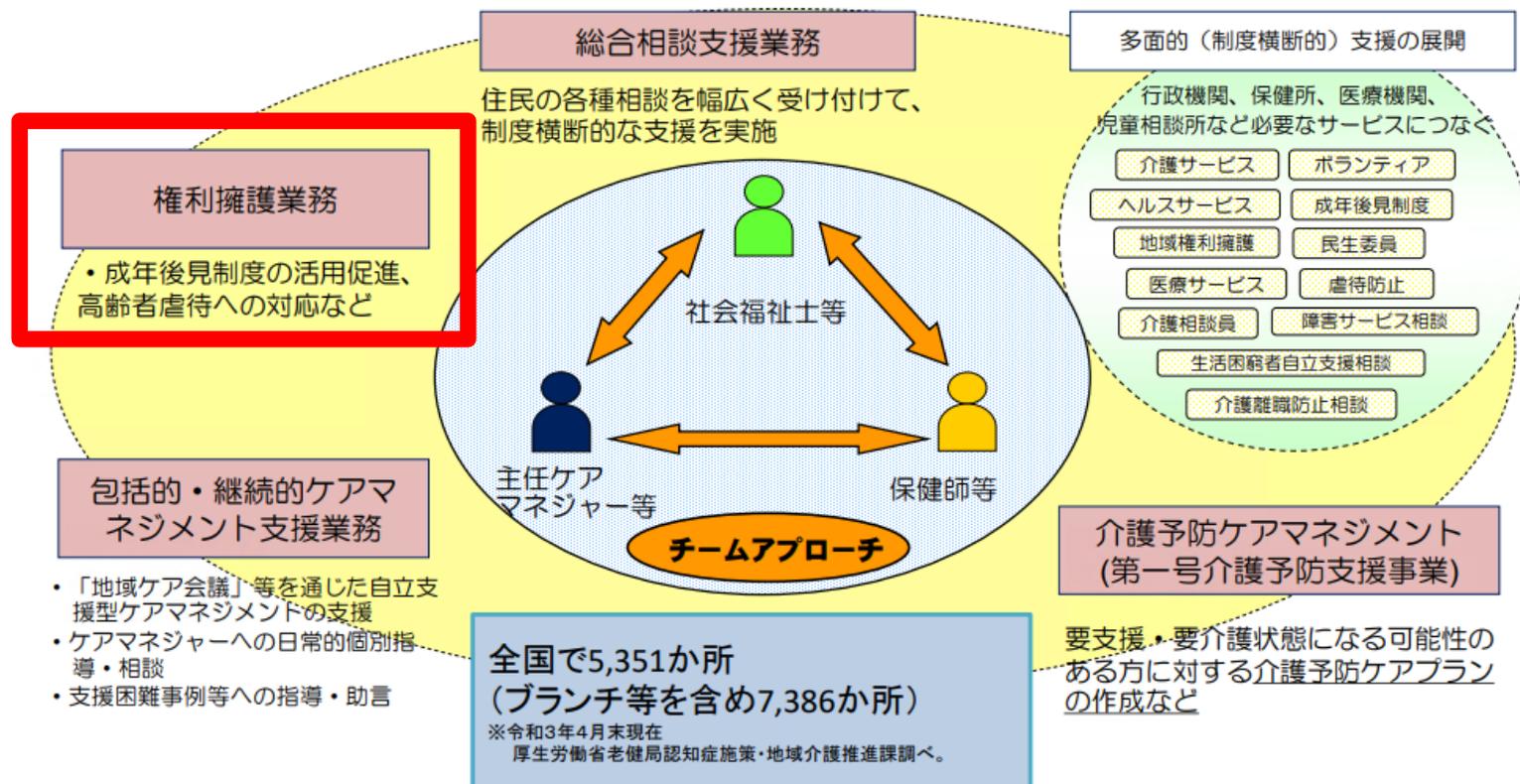
日時 令和4年11月10日（木） 午後6時

場所 南部町健康センター 集団指導室

南部町介護保険運営協議会

地域包括支援センターの業務

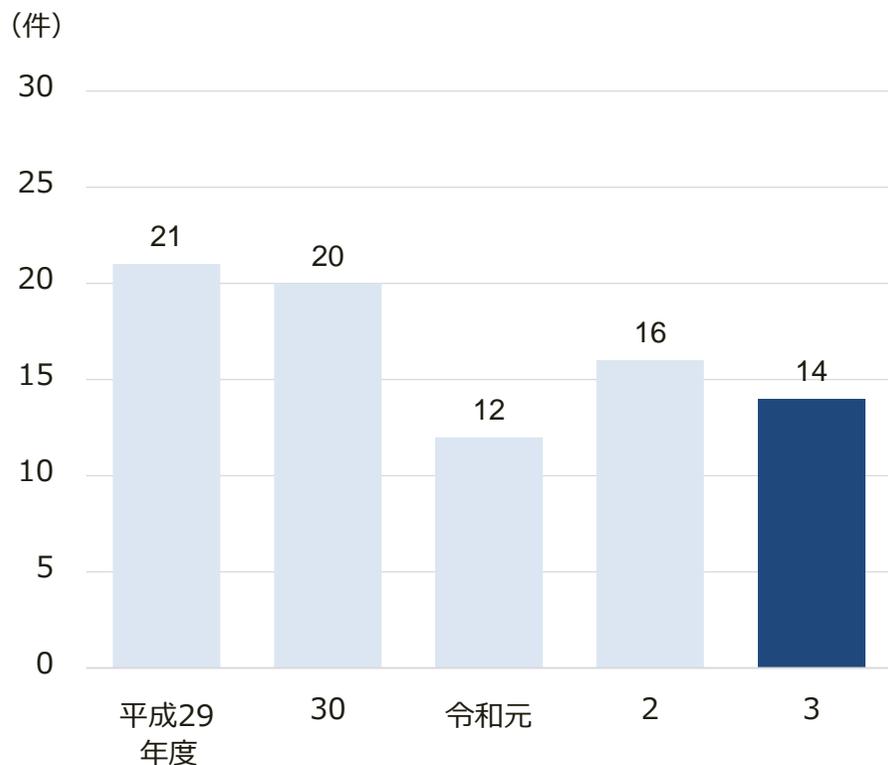
- 市町村が設置主体となり、高齢者が住み慣れたまちで安心して暮らしていくために必要な支援をする地域の総合相談窓口。(介護保険法第115条の46第1項)
- 保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員等を配置して、住民の健康の保持及び生活の安定のために必要な援助を行うことにより、地域の住民を包括的に支援することを目的とする。



権利擁護に関する相談件数

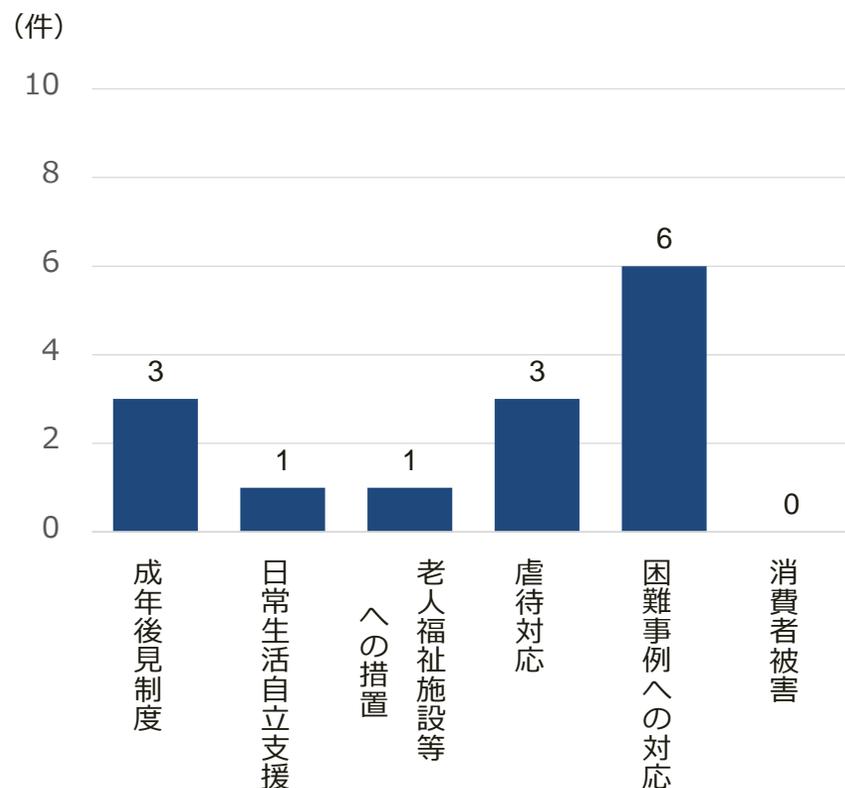
令和3年度の相談件数は14件で、前年度より2件減少しました。内訳は「困難事例への対応」が6件で最も多く、次いで「成年後見制度」と「虐待対応」が3件でした。

権利擁護に関する相談件数



資料：南部町地域包括支援センター

内訳（令和3年度）

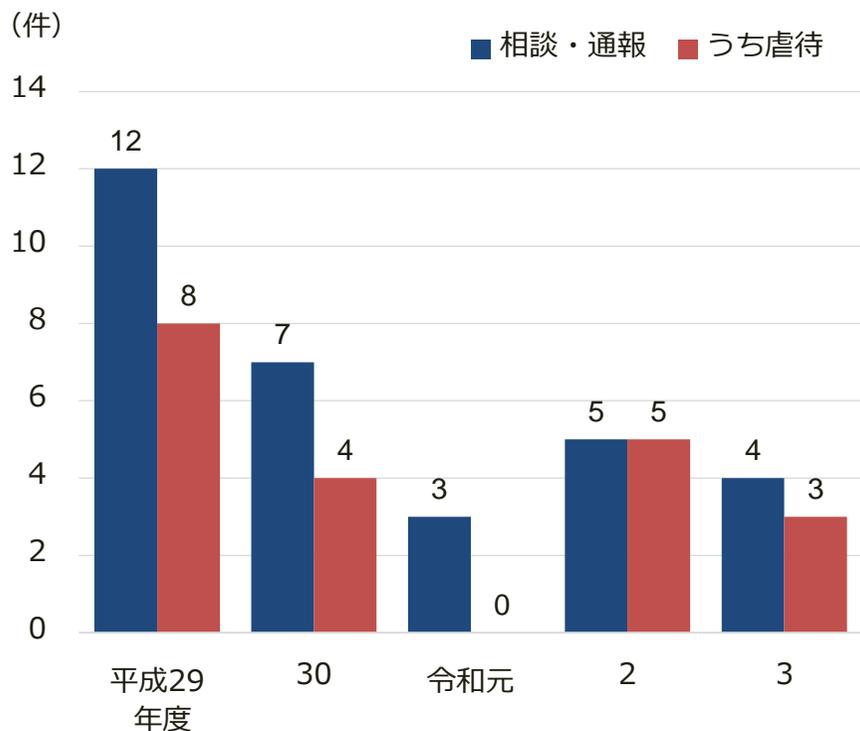


資料：南部町地域包括支援センター

高齢者虐待に関する相談・通報件数

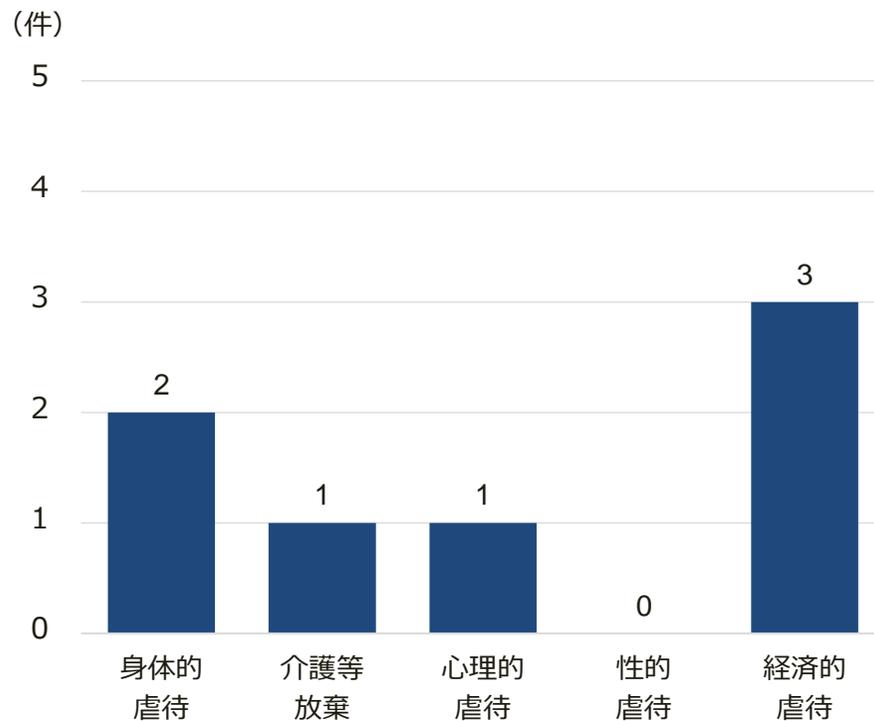
令和3年度の相談・通報件数は4件で、前年度より1件減少しましたが、3件で虐待の事実が認められました。内訳は「経済的虐待」が3件で最も多く、次いで「身体的虐待」（2件）となっています。

高齢者虐待に関する相談・通報件数



資料：南部町地域包括支援センター

内訳（令和3年度）



資料：南部町地域包括支援センター

令和3年度高齢者虐待に関する相談内容

	被虐待者	相談・通報者	内 容	確認結果	虐待の種類
1	80代 女性	介護サービス事業所職員 (訪問看護)	目や頭部に不自然なあざ、介護サービスの利用制限、長男の妻からの叱責、年金の搾取を確認	虐待	身体的虐待 介護等放棄 心理的虐待 経済的虐待
2	80代 女性	近隣住民	両腕、両下肢に不自然なあざ、年金の搾取を確認	虐待	身体的虐待 経済的虐待
3	90代 女性	介護サービス事業所職員 (ケアマネジャー)	年金の搾取を確認	虐待	経済的虐待
4	70代 女性	三戸警察署 (町に情報提供あり)	子からの暴行が確認されたが、養護者(※)ではないため、虐待と認定されなかったもの		

(※) 高齢者虐待防止法で、擁護者について「高齢者を現に養護する者であって要介護施設従事者等以外のもの」と定義されている

【参考】高齢者虐待の種類と内容

高齢者の「人としての尊厳を傷つける行為」であり、高齢化が進む中で大きな社会問題となっています。このような状況を受けて、高齢者に対する虐待を防止し、高齢者の尊厳を保持することを目的として、平成18年4月に「高齢者虐待防止法」が施行されました。

	虐待の種類	内 容
1	身体的虐待	暴力行為などで身体に傷やあざ、痛みを与える行為や外部との接触をさせない
2	介護等放棄	介護が必要な高齢者の生活の世話をしている家族が、介護や世話を放棄する
3	心理的虐待	高圧的な言葉や態度、無視や嫌がらせなどによって苦痛を与える
4	性的虐待	本人の合意もなく性的な行為を行ったり、強要したりする
5	経済的虐待	財産や金銭の無断使用や、本人が望む金銭の使用を理由なく制限する